

「インドネシア：再生エネルギー事業優遇規定」

～地熱、風力、バイオ燃料、太陽光、水力、海流・海洋温度差～

三菱東京UFJ銀行
国際企画部CIBグループ

インドネシア政府財務省は2月8日、自然から得られる再生可能なエネルギーである「地熱、風力、バイオ燃料、太陽光、水力、海流・海洋温度差等」を利用した事業について、税制優遇措置を与えることを発表した。

1月29日付の財務相令「No. 24/PMK. 011/2010」で税制優遇の詳細を規定しており、同日有効になっている。

税制優遇は、

1. 合計投資額の30%相当額の課税所得からの控除、固定資産の償却期間の短縮、国外への支払配当源泉税率の10%への引き下げ、欠損金の繰越期間の最大10年への延長
2. スペア・パーツを除く機械・機器輸入時のVAT（付加価値税）の免除
3. 輸入関税の免除
4. 政府肩代わりでの税制優遇

の4つについて実施される。それぞれの詳細は、以下の通り。

1. 合計投資額の30%相当額の課税所得からの控除、固定資産の償却期間の短縮、国外への支払配当源泉税率の10%への引き下げ、欠損金の繰越期間の最大10年への延長（第3条）

本件については、2007年3月15日、インドネシア財務省が、政令『2007年1号』の施行細則(16/PMK.03/2007)を発表している。今回の政令においても同様の優遇が適用される。

【政令『2007年1号』の施行細則(16/PMK.03/2007)】

投資優遇税制措置の詳細について、以下4点の優遇を定めている。

1. 合計投資額の30%相当額について、6年間、毎年5%ずつを課税所得から控除する
2. 固定資産の償却期間の短縮を認める

【固定資産の減価償却についての優遇措置】

			耐用年数		減価償却率(定額法)	
			通常	本件適用後	通常	本件適用後
建物 以外	グループ1	木製器具備品、オフィス機器、オートバイ等	4年	2年	25%	50%
	グループ2	金属製器具備品、空調等小規模機械、自動車等	8年	4年	12.5%	25%
	グループ3	鉱業・繊維・化学用等の重機器等	16年	8年	6.25%	12.5%
	グループ4	建設等重機器、機関車、船等	20年	10年	5%	10%
建物	耐久建物	耐久建物	20年	10年	5%	10%
	非耐久建物	非耐久建物	10年	5年	10%	20%

(出所)インドネシア財務省資料より三菱東京UFJ銀行国際企画部CIBグループ作成

※建物については、定額法のみが認められ、建物以外の資産については定額法あるいは定率法のいずれかを選択する。

3. インドネシア国外への配当支払に対する源泉税率を最高10%とする（※従来、租税条約による取決めのない国への支払いの源泉税率は20%だった。これが10%に軽減される）
4. 以下の条件を満たした場合、欠損金の繰越期間を最長10年まで認める（※注：通常は5年）
 - (1) 保税地区や工業地区で新規投資が行われた場合 ⇒ 1年延長する
 - (2) 5年間、500名以上のインドネシア人を雇用した場合 ⇒ 1年延長する
 - (3) 活動地域での経済・社会インフラのための投資支出の合計額が100億ルピア以上の場合 ⇒ 1年延長する
 - (4) 5年間に5%以上の効率化投資を行っている場合 ⇒ 1年延長する
 - (5) 操業後4年目以降に70%以上の原材料・部品をインドネシア国内で調達している場合 ⇒ 1年延長する

1～4については、国内外からの新規投資と追加投資の両方が対象となる。また、優遇税制の適用を受けるためには、各企業は個別に関係官庁の審査・許可が必要となる。さらに、優遇税制を適用された後に、会社の固定資産を他の目的のために使用してはいけないなどの規制がある。

2. スペア・パーツを除く機械・機器輸入時のVAT（付加価値税）の免除（第5条）

VATの免除措置は、スペア・パーツを除く機械・機器で戦略的性質を持つ特定の課税品の輸入に対し与えられる。優遇措置は2001年政令第1号（特定戦略課税品の輸入・引渡しに対するVAT免除に関する政令）に準ずる。

3. 輸入関税の免除（第6条）

輸入関税の優遇措置は建設・拡張投資の機械・材料輸入の関税免除措置に関する財務相令（176/PMK. 011/2009）、公共用の発電所建設・拡張の資本輸入の関税免除措置に関する財務相令（154/PMK. 011/2008）に準ずる。

4. 政府肩代わりでの税制優遇（第7条）

政府肩代わりでの税優遇は政府予算にて規定されるものに準ずる。

《参考ホームページ》インドネシア政府財務省ホームページ

http://www.depkeu.go.id/ind/Read/?type=ixNews&id=14708&thn=2010&name=br_080210_1.htm

《インドネシア関連レポート》

「AREA Report123 インドネシア：投資優遇政令 2007 年 1 号を施行 2007 年 1 月 15 日」

「AREA Report129 インドネシア：投資優遇政令 2007 年 1 号『施行細則』発表 2007 年 4 月 3 日」

「AREA Report152 インドネシア投資環境レポート ～パート 1：ジャカルタ、スラバヤ、スマラン編

2008年2月13日」

「AREA Report164 インドネシア投資環境レポート ～パート2：バタム編 2008年5月15日」

「AREA Report181 インドネシア：投資優遇措置を23分野に拡大 2008年10月21日」

「No. 208 インドネシア：一次産品輸出時の輸出信用状（L/C）使用義務化を2010年7月11日に延期
2008年10月21日」

「No. 211 インドネシア：海外への支払に租税条約を適用する際の新規則 2009年12月24日」

「No. 214 インドネシア：商品へのインドネシア語の商品表示ラベル表示義務 2010年1月4日」

本レポートに関するお問い合わせ先
国際企画部CIBグループ 北村広明
E-mail:hiroaki_2_kitamura@mufg.jp

※ 本レポートは各種情報を取り纏めたものであり、信頼できると思われるソースを基に作成しておりますが、完全性を保証するものではありません。実際の適用につきましては別途インドネシア当局にご確認を頂きますようお願いいたします。